

川崎市国民保護計画の変更について

1 川崎市国民保護計画の概要及び変更の経緯

(1) 概要

川崎市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）に基づいて作成したもので、国民の安全を脅かす事態が発生した場合等に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、市の実施する避難、救援、武力攻撃災害への対処や、平素からの訓練、啓発等に関する事項を定めています。

なお、法により、国は基本方針を定め、都道府県はこれに基づき国民保護計画を作成し、市町村は都道府県国民保護計画に基づき市町村国民保護計画を作成することとされています。

(2) 変更の経緯

平成29年12月、国の基本方針が変更され、①訓練の例示として地下への避難訓練等が追加、②地下施設を一時的な避難施設として指定するよう配慮すること等を明記、③平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めること等が明記されました。これを受けて、平成30年11月、神奈川県国民保護計画についても同様の変更が行われたが、本市はこれらの取組をおおむね実施していたことから変更を見送りました。

その後、国の取組として、令和3年5月、緊急一時避難施設の指定に係る集中的な取組期間の設定、令和4年10月、国の基本指針の市町村国民保護計画への反映の徹底についての通知の発出、令和5年3月、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等の手引きの作成が行われたことを受けて、本市の国民保護計画を変更しました。

2 川崎市国民保護計画の変更内容

神奈川県国民保護計画と同様の変更を行うほか、市の組織改正に伴う各局区の業務分担等についての変更や時点修正などの所要の整備を行うものです。

3 変更スケジュール

(1) 川崎市国民保護協議会への諮問（令和5年11月24日）

法39条第2項に基づき、川崎市国民保護協議会に諮問し、承認されました。

(2) 神奈川県との協議（令和5年12月8日～12日）

法第35条第5項に基づき、神奈川県との協議を行い、承認されました。

(3) 市議会への報告・公表（令和5年12月19日）

法第35条第8項において準用する同条第6項に基づき、市議会への報告及び公表を行いました。